

串間市民防災ハンドブック



串間市役所 危機管理課

令和2年5月

目 次

1	はじめに	1
2	地震・津波	
(1)	普段からの備え	2
(2)	発生瞬間	10
(3)	発生直後	11
(4)	避難	13
(5)	避難所生活	16
3	水 害	
(1)	普段からの備え	30
(2)	避難	30
(3)	避難所生活	39
4	参考資料	
(1)	地震(被害)	40
(2)	津波(被害)	41
(3)	水害(被害)	43
5	まとめ	46

1 はじめに

わが国は、地球温暖化に伴い、毎年大規模な気象災害が発生しています。

また、日本列島は、世界有数の地震多発地域でもあり、地震災害もたびたび発生しています。

その結果、問題点が明らかになり、取り組むべき課題が多くなってきています。

しかしながら、過去の事例からも分かるように**普段からの自然災害に対する備えで、犠牲者を減らすことができます。**

よって、串間市民の安全・安心のために基本的な事項として、本ハンドブックを作成しました。今後、**各家庭での話し合いにより少しでもリスクを軽減**できるようにして頂ければ幸いです。

一般に、災害被害の軽減は、自助（自分及び家族で守る）、共助（地域で助け合う）、公助（公的活動）の3者の効率的な組み合わせで実施されます。

したがって、これらの3者がそれぞれ地位・役割に応じて串間市民の命を守れるように協力していきましょう。

2-1 地震・津波（普段からの備え）

○ 自 宅

・ 非常持ち出し袋

区 分	品 名
常に枕元に準備	靴下、厚底スニーカー、ヘッドライト、フード付ウインドブレーカー、携帯ラジオ（イヤホン付）、防犯ブザー（ホイッスル）、携帯電話（モバイルバッテリー含む）
食料	乾パン、缶詰、レトルト、パックご飯、ミネラルウォーター ※1週間分
救急品	ばんそうこう、常備薬、ヘルメット
生活品	ナイフ、マッチ、ライター、軍手、ティッシュ、予備電池、ろうそく、下着類、防寒着、タオル、ハンカチ、ビニール袋、筆記具、缶切り、割りばし、サランラップ（食器汚れ防止）
貴重品	現金、貯金通帳、印鑑、健康保険証、免許証、証書類、家・車のキー、カード類
燃料	卓上コンロ
その他	生理用品、赤ちゃん用品、液体ミルク、マスク、消毒液、体温計、ビニール手袋

※ 上記については、基本的なものを記載しています。

日頃より、各家庭で備えておきましょう。

・非常食

食料・飲料水の確保には、普段買い物をする際に必要な分より多めに購入し、消費したらその分補充する「ローリング・ストック」という方法が効果的です。専用の備蓄食を管理することなく、普段の生活の中で意識せずに備蓄することができます。

賢く備蓄
消費しながら備蓄する
ローリング・ストック法のススメ

1 多めに購入する

2 定期的に消費する

3 定期的に補充する

②と③を繰り返す

食料品だけでなく、日用品にも応用できるよ。

高崎県シンボルキャラクター「みやさせ犬」

・家具等の転倒防止

家具等が転倒しないように、L型金具等で固定

・窓ガラスの飛散防止

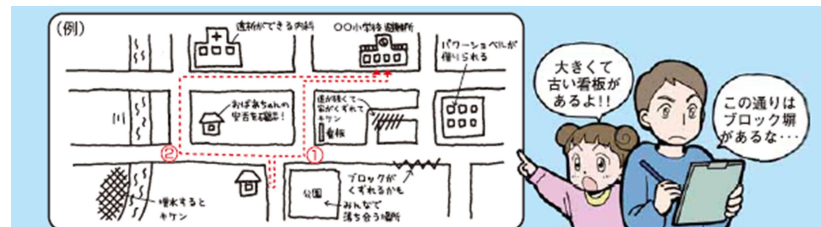
窓ガラスの飛散による損傷防止として窓の付近にできるだけ家具等を置かない、カーテンを閉める、及び飛散防止フィルムの活用

○ 会社等

オフィス内のロッカー等が転倒しないように、L型金具等で固定
土砂災害等による被害を避けた駐車場の確保

○ 家族での話し合い

家族で話し合い、わが家の避難マップを作りましょう。



家から実際に歩いてみて、避難場所と避難経路を確認しておきましょう。なお、避難場所は、避難所だけでなく安全な親戚・友人宅に避難することも考えておきましょう。その際、地震、津波、台風及び夜間等で危険になりそうな場所を把握しておきましょう。避難経路は1つだけでなく、地震、津波、台風及び夜間等通行できない場合を想定し、複数考えておきましょう。

なお、避難場所は、串間市のハザードマップで確認して下さい。(串間市→行政情報→安全と安心→防災→ハザードマップ)



(QRコード)

○参考

わが家の避難計画づくり
(広報くしま2019年12月号で検索)



「いざ」というときあなたの... (QRコード)

わが家の避難計画づくり

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために、「いつ」「どこへ」「どのように」行動をとるのかといった、避難計画を家族で話し合ってみましょう。

災害時に冷静な判断と行動をするためには、普段から備えておくことが重要です。市から配布された「ハザードマップ」をもとに、考えられる災害をご家庭で調べて、その災害リスクを確認しましょう。また、目ごろから気象情報や、災害情報などをこまめに収集・確認して、最善の策をとれるように備えましょう！

行動と判断の流れ

警戒レベル	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
避難準備	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告 避難指示(緊急)	災害発生情報
避難時期	ご家族の中に「避難に時間を要する方」がいらっしゃる方ですか？ ・ご高齢の方 ・乳幼児 ・障がいのある方 など	速やかに避難を開始してください	命を守るための最善の行動をとってください
洪水	5m以上 2m～5mまで 0.5m～2mまで 0.5m未満	建物の高さは？ 3階 平屋・2階 2階・3階 平屋	立退き避難 指定避難所(洪水) 洪水から身を守るために避難する場所
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者などの生命または、身体に著しい危険が生じる恐れがあると認められる区域	土砂災害警戒区域 土砂災害が発生した場合に、居住者などの生命または、身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域	土砂災害警戒区域外 土砂災害の危険なし(雨の降り方には注意)

わが家の避難計画

作成した避難計画は、冷蔵庫や玄関などに貼っていつでも確認できるようにしておきましょう。

記入用

：洪水のとき

避難準備・高齢者等避難開始
 避難勧告

が発令されたら

：土砂災害のとき

避難準備・高齢者等避難開始
 避難勧告

が発令されたら

：地震のとき

各家庭で避難のルールを決めましょう！

非常持出品の準備

携帯電話
 モバイルバッテリー
 非常食
 飲料水
 処方薬(お薬手帳)

救急用品セット
 生理用品
 貴重品
 懐中電灯
 携帯ラジオ

雨具
 マスク
 タオル

など

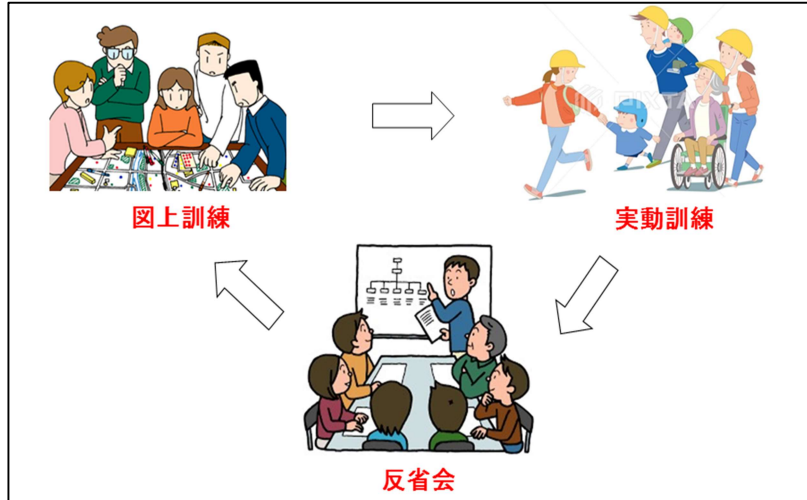
ハザードマップが手元にない場合は...

串間市の公式サイトで、洪水と津波のハザードマップを確認できます。また、宮崎県の公式サイトでは、より詳細な洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等マップを確認することもできます。

串間市公式サイト 宮崎県公式サイト

【問い合わせ先】危機管理課 ☎72-1111

○ 訓練



自主防災組織及び家族等において、**図上訓練、実動訓練及び反省会のサイクル**により、**災害が発生した場合に起こり得るリスクを予測して洗い出し、その解決策を**考えて、いざ災害が発生しても**冷静に行動**できるようにしておきましょう。

○ 避難訓練チェックリスト

区分	項目
普段	<input type="checkbox"/> 非常持ち出し・備蓄品の準備及び家具の固定等
	<input type="checkbox"/> 避難場所・避難経路の確認（危険箇所・対策の検討）
災害発生	<input type="checkbox"/> 地震発災時の自己安全確保及びガス・電気の安全確保
	<input type="checkbox"/> 津波注意報・警報発表時の避難場所への避難（一時避難場所～指定避難場所）
	<input type="checkbox"/> 風水害に係る市からの発令による避難（自宅～指定避難場所）
	<input type="checkbox"/> 風水害に係る住民の判断による自主避難（知人宅等、垂直避難）

○ 避難所開設・運営訓練チェックリスト

区 分	項 目
避難所 開 設	<input type="checkbox"/> 避難場所から避難所への誘導
	<input type="checkbox"/> 施設の立ち入り禁止場所の確認
避難所 運 営	<input type="checkbox"/> 受付
	<input type="checkbox"/> 受け入れに係る案内
	<input type="checkbox"/> レイアウトを確認し配置
	<input type="checkbox"/> 自主防災組織を主体とした組織の編成に係る協力
	<input type="checkbox"/> 安否状況を担当者等に報告
	<input type="checkbox"/> 生活のルールの確認
	<input type="checkbox"/> 避難者カードの作成に係る協力
	<input type="checkbox"/> 運営委員会の編成に係る協力
	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ及び簡易ベッドの設置
	<input type="checkbox"/> 伝達及び連絡事項の確認
	<input type="checkbox"/> レイアウトの見直しに係る協力
	<input type="checkbox"/> 間仕切りの設置
	<input type="checkbox"/> 高齢者等要配慮者への思いやり
	<input type="checkbox"/> ペット同伴者への思いやり
<input type="checkbox"/> 一時帰宅する場合、担当者等に報告	

2-2 地震・津波（発生瞬間）

- 自宅
 - ・ 頭を守り、テーブルや机等の下に隠れます。
- 屋外
 - ・ カバン等で頭を守ります。
 - ・ ブロック塀・自動販売機や看板等、転倒物が落下する危険性があるものから離れます。
- 駅や商業施設等
 - ・ カバン等で頭を守ります。
 - ・ つり下がっている電気及び掲示物等の危険性あるものから離れます。
 - ・ スタッフの案内に従って行動します。
- エレベーター
 - ・ 全ての階のボタンを押し、揺れによる閉じ込めを防げるように、最寄り階で停止した後、エレベーターから出ます。
- 車
 - ・ ハザードランプを点滅し、ゆっくりと速度を落として、道路の左側に停止します。
 - ・ 車から離れる場合は、緊急車両等の通行の妨げにならないように、キーを付けたままにします。

2-3 地震・津波（発生直後）

○ 避難口の確保

揺れが収まったときにいつでも避難できるように、部屋の窓、戸及び玄関のドアを開けて、避難口を確保

○ 消火

揺れが収まったら火を消します。

○ 防火

- ・ ガスの元栓を閉め、ガス漏れによる火災等を防ぎます。
- ・ 停電の場合、電気の復旧により火災が発生するのを防ぐために、ブレーカーを切ります。
- ・ 停電していない場合も、漏電による火災が発生するのを防ぐために、ブレーカーを切ります。
- ・ ストープ等の暖房器具は、揺れにより倒れる可能性があるため、火災が発生するのを防ぐために、スイッチを切ります。

○ 落下物や足元に注意

歩く時は、落下物や散乱したガラス・蛍光灯等の破片に注意し、ヘルメット等で頭を保護して、靴を履く等します。

○ 下敷きになったら

- ・ 家具等の下敷きになったら、大声又はホイッスル等により、助けを求めます。
- ・ 助け出す立場になったとしても、一人で解決せずに近所の人たちと力を合わせて救出します。

2-4 地震・津波（避難）

地震・津波は、いつ起きるか、現在の研究段階では予測が難しく、災害が発生して突発的な対応となります。

いつ、どのような災害が起きてもいいように、普段から命を守るための備えをしておきましょう。

○ 居住場所等

強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、直ぐ高台に避難



○ 野外

瓦の落下、ガラス破片の飛散及びブロック塀の崩落に注意して、離れて行動

○ 旅行先及び出張先等

ハザードマップで避難場所・避難経路及び施設の非常口を確認

○ ウイルス等感染症（水害についてはP31を参照）

1 避難する前に確認する事項

・ 健康状態

息苦しさ、強いだるさ、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、吐き気、おう吐、下痢及び腹痛等の症状がある。

高齢者、基礎疾患を持っている方で比較的軽い風邪症状がある。

・ 相談先

上記の項目に該当する方は、かかりつけ医または日南保健所（電話 0987-23-3141）に相談して下さい。

2 避難所生活に入る前に確認する事項

・ 受付

避難者名簿の記入及び検温を実施します。また、避難者同士が密集しないように、並ぶ際は最低2メートル以上離れるようにして下さい。必要に応じて、車の中で待機してもらい順番に受付することもあります。

・ 入所

避難所を運営する担当職員の指示に従い、決められた場所に移動して下さい。担当職員の指示に従わない場合は入所をお断りすることもあります。

- その他の注意事項

マスクの着用、手洗いや消毒、咳エチケットの徹底

避難場所の換気の徹底

会話は必要最低限に留める。

防寒着の準備

2-5 地震・津波（避難所生活）

避難所の運営は、**市職員を配置**することになっていますが、災害発生時には、市役所が被災している場合や、また、人命救助、2次災害防止、被害情報の集約や発信、必要な物資・食料の確保、危険箇所への対応等に追われることもあり、**避難所への到着が遅れたり、避難所に十分な数の職員が配置できなくなる可能性**もあります。

これらのことから、避難所の運営は、原則として、**避難者を中心とした自主防災組織**によって行われることが望ましく、**避難生活の運営の主体は、避難者であることを認識する必要があります。**

したがって、避難者を中心とした自主防災組織による避難所の運営について、記述していきます。

○ 避難所生活の手順

時 期	行 動
発生後 (初動期)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設 ① 安全点検（施設管理者） 落下物・耐震性等危険箇所を確認し処置 ② 避難所の開設 災害の規模や発生した時間帯に応じ、施設管理者や避難所配備員の到着が遅れた場合、地元住民が開設する場合があります。 ③ 避難者の受け入れ
発生後 (中長期)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営 避難所の運営を円滑に進めるため、避難者自らによる自主的な避難所運営が必要となります。 避難所運営委員会の設置 (地域代表、自主防災組織、消防団、避難所配備員、施設管理者等) 避難所運営の補助 災害時要配慮者の福祉避難所への移送 衛生環境の維持 避難所の健康対策 公平な物資の提供 ボランティア受け入れ対応
撤収期	<ul style="list-style-type: none"> 規模縮小や閉鎖の判断は、周辺のライフラインの復旧状況及び倒壊等により住家生活できない人は、仮設住宅等住家生活の確保を目処に応じて、市が行います。

○ 避難所生活の役割

機関名	主な役割
行 政	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設及び避難所運営の後方支援 避難所に対しての食料、物資などの配給計画の作成と配給の実施 避難者の心身の健康管理の支援 屋外避難者に対しての支援
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 避難者受入れ前の施設の安全確認 放送設備等の点検 使用可能場所、立ち入り禁止スペースの指定
住 民	<ul style="list-style-type: none"> 避難所共通ルールの順守 避難所運営委員会の設置 ① 委員会の構成員決定、避難所運営委員開催 ② 各運営班の設置 各運営班の班員は、避難者にて編成し班長及び副班長を置きます。なお、一部の避難者に負荷が偏らないように適宜交代を行います。また、男女平等の観点より女性を編成に入れるようにします。

○ 避難所生活のチェックリスト

項目	内容
開設準備	<input type="checkbox"/> 開設準備中は、グラウンド等で待機 <input type="checkbox"/> 当面の開設準備に協力 <input type="checkbox"/> 自家用車は、原則、乗り入れ禁止
受付	<input type="checkbox"/> 避難者名簿等作成に協力 <input type="checkbox"/> 避難所の利用範囲及び使用禁止場所を確認 <input type="checkbox"/> 配置方針を把握し、居住場所を確認
安全確認	<input type="checkbox"/> 落下及び転倒しそうなものがあれば撤去 <input type="checkbox"/> ガス漏れがないか確認 <input type="checkbox"/> ライフラインの使用可否を確認 <input type="checkbox"/> 安全性に不安があるときは、担当者等に連絡
設備等の確認	<input type="checkbox"/> 携行品及び設備（電話、パソコン、放送設備）等の使用可否を確認 〔携行品内容〕 ヘルメット、拡声器、拡声器用乾電池、懐中電灯、懐中電灯用乾電池、携帯ラジオ、携帯ラジオ用乾電池、レインコート、軍手、紐付きフエ、

項目	内容
設備等の確認	クリップボード（A4判）、ノート、クリアテープ、ガムテープ（布）、カッターナイフ、油性ツインマーカー黒・赤、ボールペン、避難者名簿
機材・物資の確認	<input type="checkbox"/> 備蓄倉庫を確認
利用室内整理・清掃	<input type="checkbox"/> 破損物等の片付け <input type="checkbox"/> 机・いす等の片付け <input type="checkbox"/> 清掃
閉鎖	<input type="checkbox"/> 貸し出し物品等の返納を確認 <input type="checkbox"/> 室内の清掃及び片付けを実施 <input type="checkbox"/> 破損箇所がないか確認

○避難所生活のレイアウト

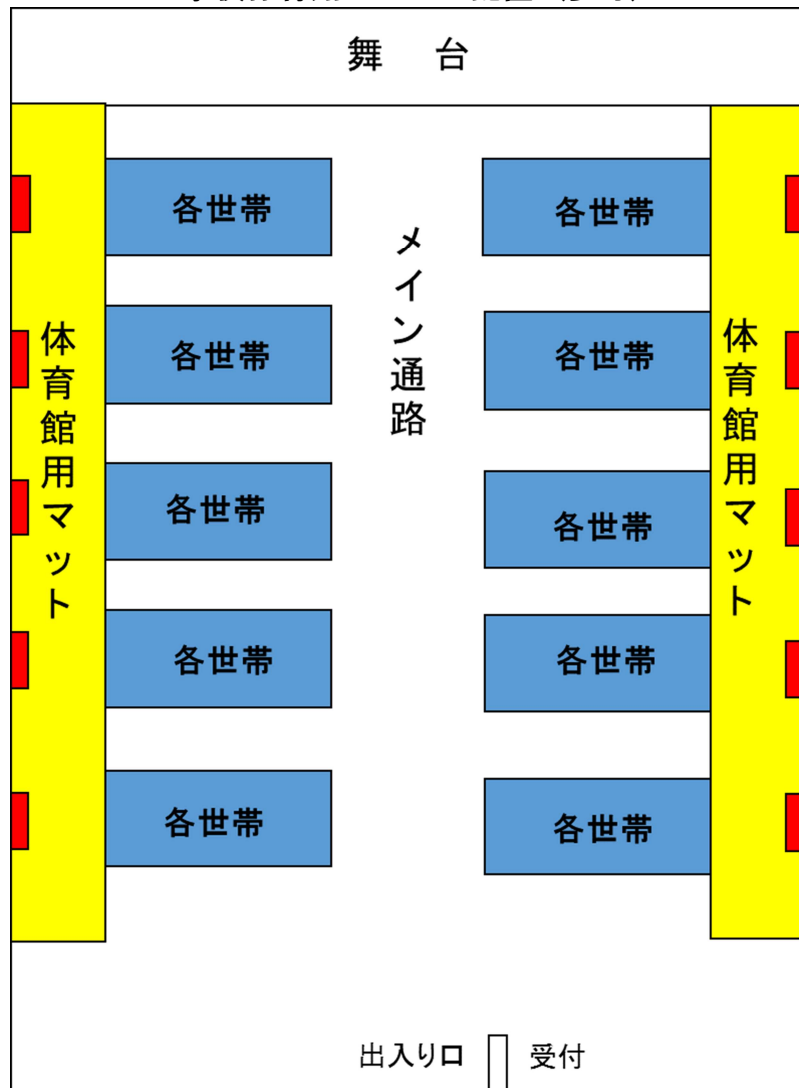
基本的な考え方（一例）

- ① 認知症高齢者を擁する世帯は、徘徊を防ぐため奥に配置
 - ② 要介護者、障がい者を擁する世帯は利便性を考慮し出入り口付近に配置
- ※福祉避難所の受入れが可能になった時点で移送
- ③ 妊婦を擁する世帯及び乳幼児を擁する世帯は、利便性を考慮し出入り口付近に配置
 - ④ 独居高齢者はコミュニケーション不足の解消のため談話スペース付近に配置
 - ⑤ 外国人世帯は、近接して配置
 - ⑥ 両親を災害で亡くした幼児・児童は、避難者全体でその生活を支援する必要があることから、避難所運営本部の近くに専用のエリアを設置

○ 避難所生活のブース（学校を例とした場合）

- ① 学校体育館内に設置するブース（一例）
受付、運営本部、掲示板、児童スペース、仮設電話、談話スペース、授乳室、臨時ポスト、パソコンスペース、更衣室（男女別）、資機材置き場、食料・物資配布場所
- ② 学校体育館外に設置するブース（一例）
ゴミ集積場、荷下ろし場所、喫煙所
- ③ 学校グラウンドに設置するブース（一例）
車生活者用駐車場、テント生活者用エリア、仮設トイレ（男女別）、仮設シャワー・風呂（男女別）、洗濯場所（男女別）、ペットエリア（雨がしのげる場所）
- ④ 学校校舎内に設置するブース（一例）
相談室、傷病者用ブース、洗濯物干し場（男女別）、炊き出し場所

学校体育館フロアの配置（参考）



凡例 青：避難者スペース
 黄：高齢者の休憩・談話スペース
 赤：跳び箱の一番上をひじ掛け・背もたれとして使用

（出典：YY防災ネットワーク代表 吉田 亮一 氏）

○ 避難所生活のルール

この避難所の共通ルールは次の通りです。
 避難する方は、守るよう心がけて下さい。

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会の（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、上下水道、ガス等ライフラインの復旧及び倒壊等により住家生活できない人は、仮設住宅等住家生活の確保を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止し、また、避難者に迷惑が掛からないようして下さい。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。

- 6 食料、物資は、原則として公平に配給できるまでは配給を
しません。但し、会長が、特別な事情の場合等により、特に命
ずる場合は、この限りではありません。
- 食料、生活物資は避難所ごとに配給します。
 - 配給は、避難所以外の近隣の人（屋外避難者・在宅避難
者）にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、_____室で対処しま
す。
- 7 消灯は、夜_____時です。
- 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落としま
す。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点
灯したままとします。
- 8 放送は、夜_____時で終了します。
- 9 トイレの清掃は、朝_____時、午後_____時、午後
_____時に、避難者が交替で行うことにします。
- 清掃時間は、放送を行います。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸
火の使用は禁止とします。
- 11 ゴミは、分別して指定された場所に出してください。
- 12 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 13 屋外の避難者で組を編成し、代表を選出して下さい。
- 14 屋外避難者の皆さんも上記のルールを守って下さい。
避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運
営に参加して下さい。

○ 避難所生活の運営組織

班名	実施する業務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡事項の整理 ① 名簿班、食料班、物資班、救護班などと協 議し災害対策本部へ連絡すべき内容を把握 ② 連絡事項の内容を整理し、市の避難所配備 員に連絡 ・避難所の管理 ① 避難所内での居住スペースの割り当てにつ いて計画 ② 委員会で検討した後、避難所内での居住ス ペースへの移動 ③ 避難者の精神的負担を少しでも軽減するた めに、避難所内の秩序を維持 ④ 避難所の消灯を定時に実施 ⑤ 避難所内の火気について気を配る。 ⑥ 避難所生活におけるプライバシー問題を解消 ⑦ 屋外避難者に対し屋内避難所への移動を計 画 ⑧ 屋外避難者の移動に伴い、テント利用の見 直しを実施 ・マスコミ対応 ① 避難所に訪れたマスコミの取材に対応す る、市の避難所配備員及び施設管理者が発表 する資料を作成
名簿班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の名簿の作成・管理 ① 避難所の各種サービスの提供は、避難者 数を基礎にしているのので、新たな避難者及 び在宅被災者の登録、退所者の確認などを 行い、現状の避難者の構成（年齢、災害時 要配慮者など）人員を把握

班名	実施する業務
名簿班	② 避難所内の人数・構成を把握したら、毎日午前8時50分までに避難所配備員に報告 ③ 各運営班に対して、避難者の人員等、必要な情報を提供
食料班	・ 避難所の救援食料の配給 ① 食料の配給は、公平性の確保に最大限配慮 ② 食料の配給は、迅速かつ公平に実施 ③ 特別な配給を実施する場合は、委員会の理解と協力を得てから実施 ④ 避難者以外の、近隣の在宅被災者の人にも等しく食料を配給
物資班	・ 避難所の物資配給 ① 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮 ② 物資の配給は、迅速かつ公平に実施 ③ 特別な配給を実施する場合は、委員会の理解と協力を得てから実施 ④ 避難者以外の、近隣の在宅被災者の人にも等しく物資を配給
救護班	・ 高齢者、障がい者など特別なニーズのある避難者への支援 ① 名簿班と協力し、救護の必要な人員構成を把握 ② 必要であれば、より適切な施設へ転所できるよう努める。 ③ 要介護者・障がい者などの災害時要配慮者に対して、避難所内に専用スペース、間仕切板、車椅子及び簡易ベッド等の設置に努める。 ・ 外国人への対応 ① 外国人への物資等の提供に関する手段や方法について配慮

○ 留意事項

・ マナーの遵守

他の人の居住スペースに立ち入ったり、覗いたり、大声を上げたり、決められた場所以外で喫煙するのはマナー違反

・ プライバシーの遵守

居住スペースは、個々の「家」と同じ。特に、女性、乳幼児及び子供のいる家庭、並びに要配慮者にも気を配り、プライバシーの確保を遵守

・ 健康管理

ストレッチ体操等により、心身機能の維持・回復

・ 衛生管理

風邪及びインフルエンザ等の感染症予防のために、手洗い、うがい及びマスク装着

・災害用伝言ダイヤル（171）による安否確認

① 録音方法

☎☎☎☎



ガイダンスが流れる。



録音は☎



録音する人の電話番号
(市外局番から入力)



☎伝言を録音



☎終了

② 再生方法

☎☎☎☎



ガイダンスが流れる。



再生は☎



連絡を取りたい人の電話番号
(市外局番から入力)



☎再生



☎別の伝言／終了

・ 情報共有

市職員が、避難所運営勤務者と連携して、市から避難所に伝達される情報をラジオ等に提供し、「在宅避難者等」避難所以外の場所でも情報を共有できるようにする。

・ 防犯対策

怪しい人を見かけたら、警察官や施設の担当者等に連絡

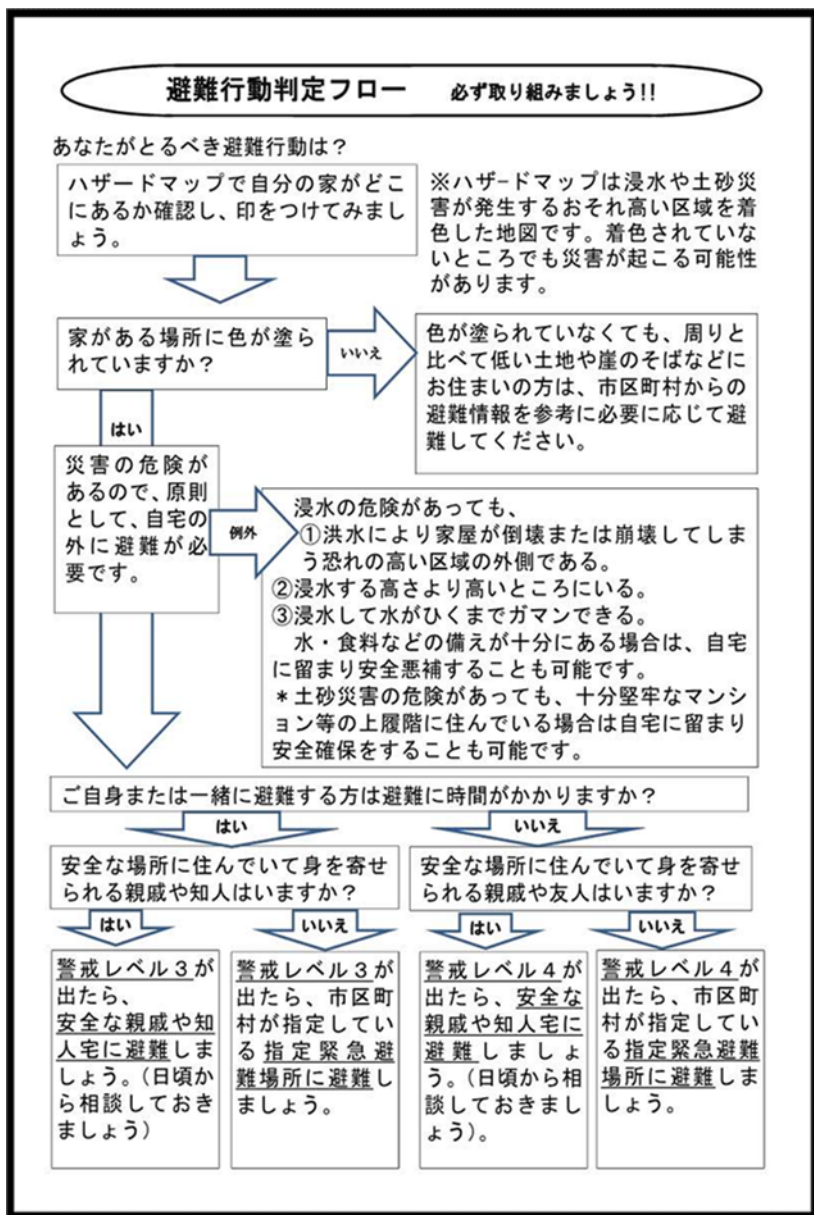
3-1 水害（普段からの備え）

普段からの備えは、地震・津波に記載している事項に準じます。

3-2 水害（避難）

水害（台風、集中豪雨等）は、**予測することができ、事前に準備しての対応**となります。いつ、どのような災害が起きても良いように、普段から命を守るための備えをおきましょう。

○ ウイルス等感染症（基本項目はP14～P15と同じ）
1 避難する前に確認する事項



○ 水害に係る避難判断基準

1 市からの発令による避難

警戒レベル3：高齢者等要配慮者は避難

警戒レベル4：全員避難

2 自主避難

(1) 建物の浸水及び土地の冠水による災害

- ・ 雨量（高解像度降水ナウキャスト）で予測
- ・ 雨量（降水短時間予報）で予測
- ・ 河川水位（雨量・河川水位観測情報）で予測

(2) 土砂災害

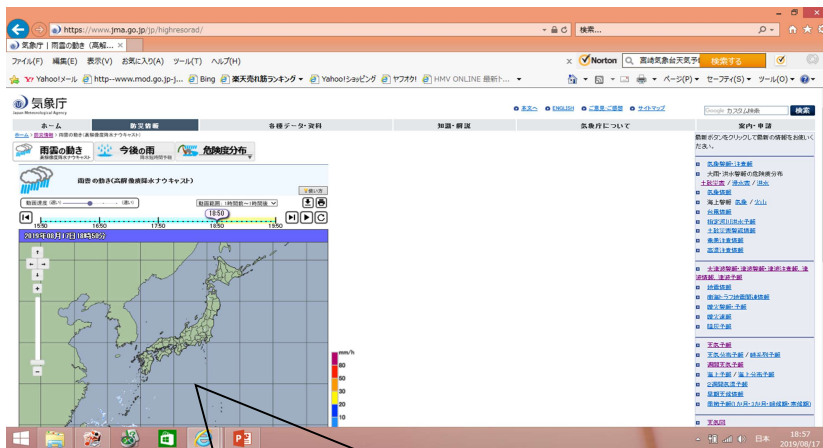
- ・ 土壌雨量指数及び兆候で予測

雨量（高解像度降水ナウキャスト）による避難判断に係るインターネット検索要領



(QRコード)

- 高解像度降水ナウキャスト：目先数十分の強い雨（局地的大雨）で予測
- ① 気象庁
- ② 大雨・台風
- ③ 雨の様子（雨雲の動き）
- ④ 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
- ⑤ 該当地域 ▶（動画開始）



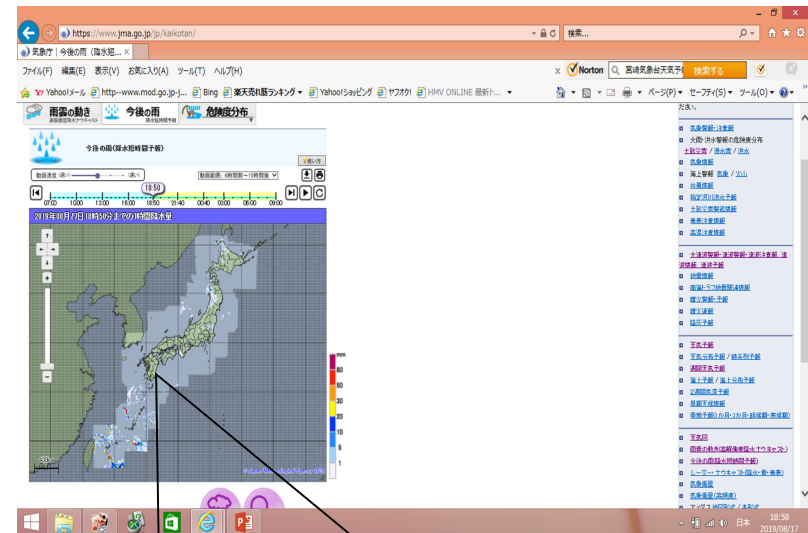
高解像度降水ナウキャスト：目先数十分の強い雨（局地的大雨）で予測

雨量（降水短時間予報）による避難判断に係るインターネット検索要領



(QRコード)

- 降水短時間予報：15時間先までの各1時間雨量で予測
- ① 気象庁
- ② 大雨・台風
- ③ 雨の様子（今後の雨）
- ④ 今後の雨（降水短時間予報）
- ⑤ 該当地域 ▶（動画開始）



降水短時間予報：15時間先までの各1時間雨量で予測


○ 1時間雨量の目安

【やや強い雨】
1時間に10～20mmの雨




地面一面に水たまりができ、話声が聞き取りにくくなります。長雨になりそうなら警戒が必要です。

【強い雨】
1時間に20～30mmの雨



土砂降りの雨。傘をさしていてもぬれてしまうほどの雨です。側溝があふれ、小さい河川なら氾濫の心配もあります。

【激しい雨】
1時間に30～50mmの雨



バケツをひっくり返したような激しい雨。道路規制も行われます。避難の準備が必要です。

【非常に激しい雨】
1時間に50～80mmの雨



滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。屋内に寝ている人の半数くらいが気づく激しい雨です。

【猛烈な雨】
1時間に80mm以上の雨



息苦しくなるような圧迫感があり恐怖を感じます。大雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要です。

高齢者等要配慮者は避難

全員避難

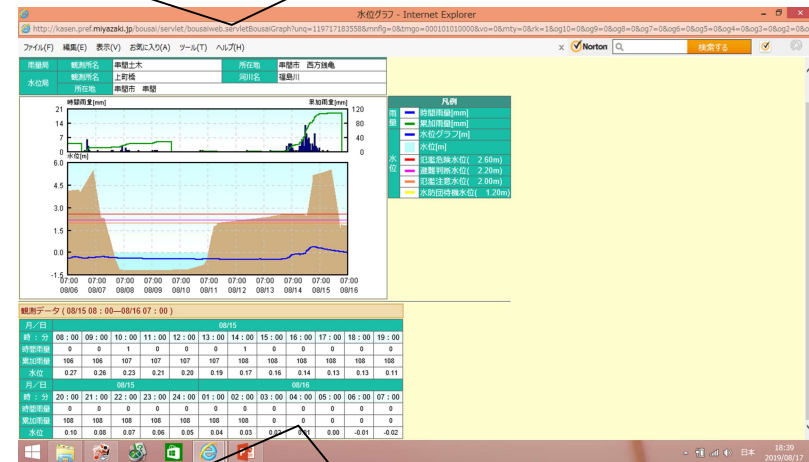
河川水位による避難判断に係るインターネット検索要領



(QRコード)

- ① 宮崎県の雨量・河川水位観測情報
- ② 水位現況表
- ③ 8/9:市木川及び本城川 9/9:福島川
- ④ 市木川:古都橋 本城川:小田代橋
福島川:上町橋, 蔵元橋

警戒レベル4 (氾濫危険水位) : 全員避難



警戒レベル3 (避難判断水位) : 高齢者等要配慮者は避難

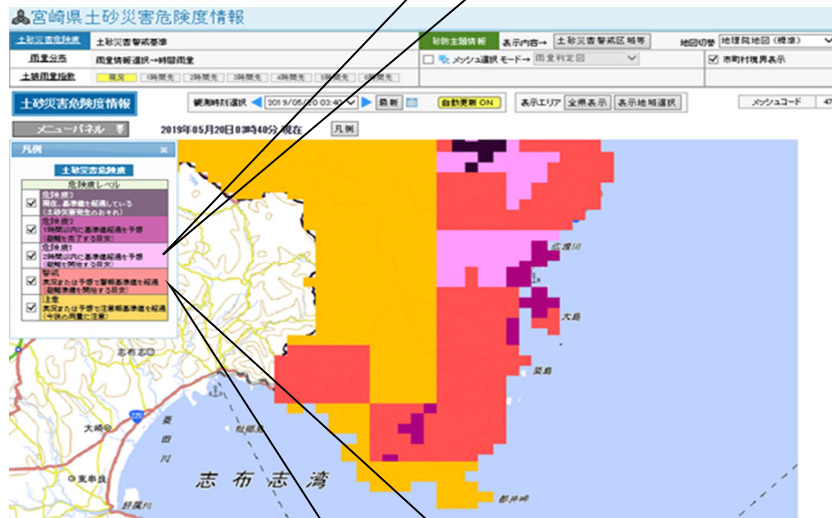
土壌雨量指数（土砂災害） による避難判断に係るインターネット検索要領



(QRコード)

- ① 宮崎県の雨量・河川水位観測情報
- ② 土砂災害危険度情報
- ③ 土砂災害危険度情報分布図
- ④ 該当地域

危険度1：全員避難



警戒：高齢者等要配慮者は避難

兆候を情報収集して、避難のタイミングを予測

① がけ崩れ

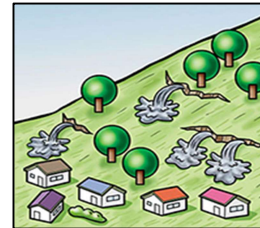


小石が落ちてくる



水が湧き出る

② 地すべり

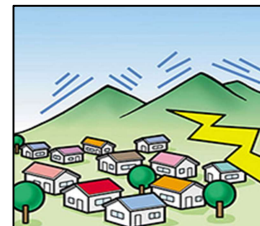


水が噴き出す



井戸の水が濁る

③ 土石流



山鳴りがする



川の水が濁る

○ 留意事項

- 危険個所は早めの避難

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水想定区域に居住している者は、早めに避難

- 危険個所は避ける

川や崖等の近くは避けて行動

- 服装

靴は、運動靴を使用（長靴は禁物）

3-3 水害（避難所生活）

避難所生活（手順、役割、チェックリスト、レイアウト、ブース、生活ルール、運営組織、留意事項）は、地震・津波に記載している事項に準じます。

4-1 参考資料

○ 地震（被害）

震度 0	人は揺れを感じない。 	震度 5 <small>弱</small>	家具が移動したり食器や本が落ちたりする。窓ガラスが割れることもある。 
震度 1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。 	震度 5 <small>強</small>	たんすなどの重い家具や自動販売機が倒れることがある。自動車の運転は困難。 
震度 2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。つり下がっている電灯などがわずかに揺れる。 	震度 6 <small>弱</small>	立っていることが困難。壁のタイルや窓ガラスが割れドアが開かなくなる。 
震度 3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚の食器が音を立てることがある。 	震度 6 <small>強</small>	立ってはおれず、はわなないと動くことができない。重い家具はほとんど倒れ、戸が外れて飛ぶ。 
震度 4	眠っている人のほとんどが目覚ます。部屋の不安定な置物が倒れる。歩行中の人も揺れを感じる。 	震度 7	自分の意思で行動できない。大きな地割れや地すべり、山崩れが発生する。 

震度 1 ~ 3 生活には、ほとんど影響がありません。

震度 4 **部屋の不安定な置物が倒れます。**

震度 5 弱 **家具が移動**したり食器や本が落ちたりします。

震度 5 強 **自動車の運転は、困難**になります。

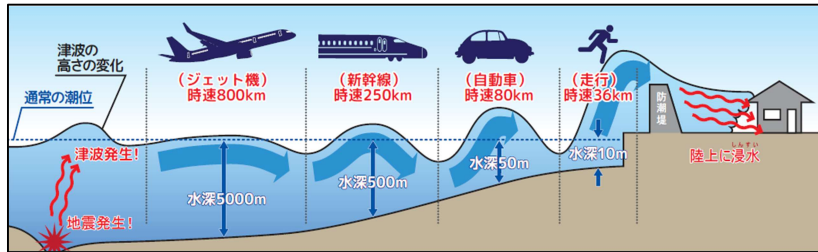
震度 6 弱 **立っていることが困難**になり、窓ガラスが割れます。

震度 6 強 **はわなないと動くことができなくなります。**

震度 7 **自分の意志で行動できなくなり、大きな地割れや地すべり、山崩れが発生**します。

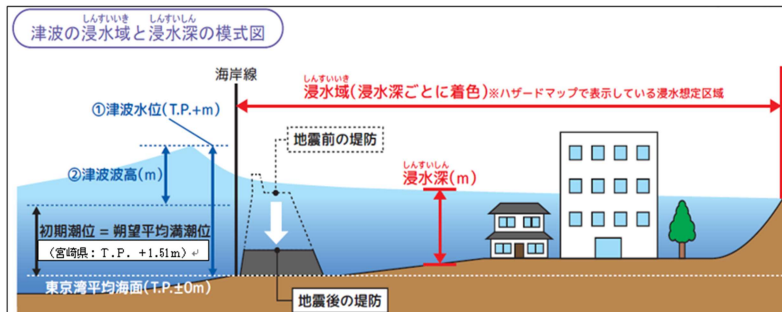
○ 津波（被害）

津波の速さ

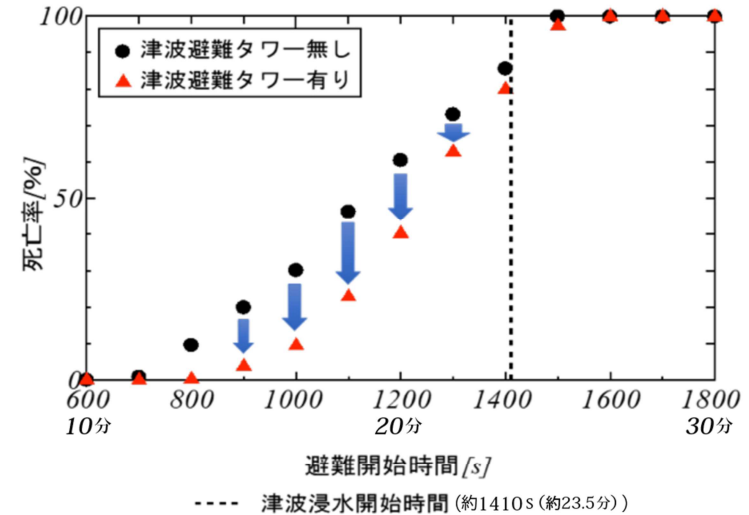


津波は、海が深いほど早く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくとつれ、後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

津波の浸水域



地域によっては、地震動によって堤防等が破壊され津波が来襲する前に浸水が始まる場合があります。



【図1】高知県のある町における避難開始時間と死亡率の関係（出典：小柳・有川(2016)）

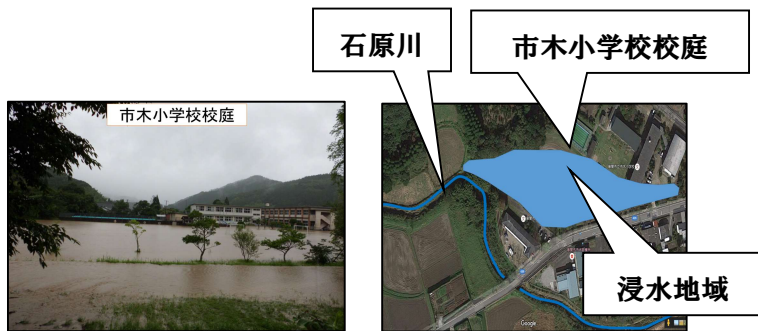
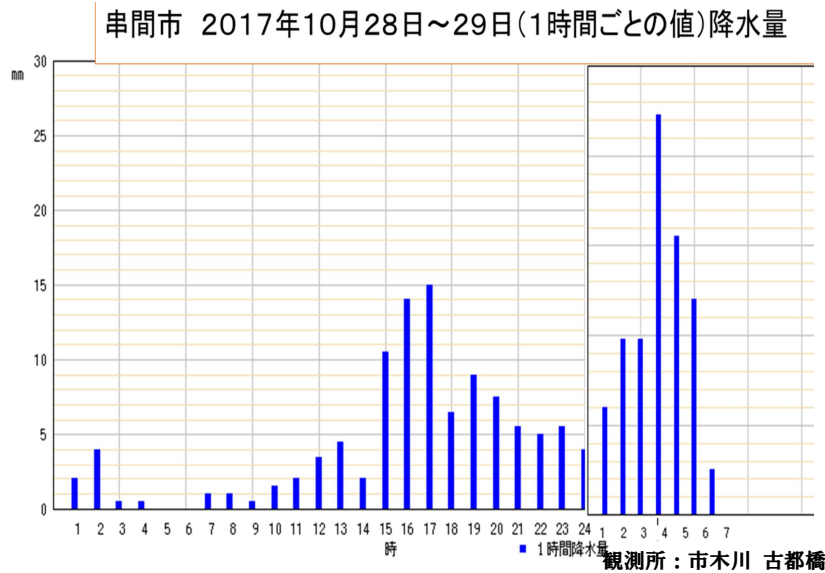
高知県のある町における避難開始時間と死亡率の関係を見てみると、10分以内に逃げることで、死亡率がゼロになることが分かります。

また、避難タワーを設置することで避難する距離を短くすると、避難開始が多少遅れても死亡率が下がりますが、避難開始が遅れると、避難タワー設置の効果が薄れていくことも分かります。

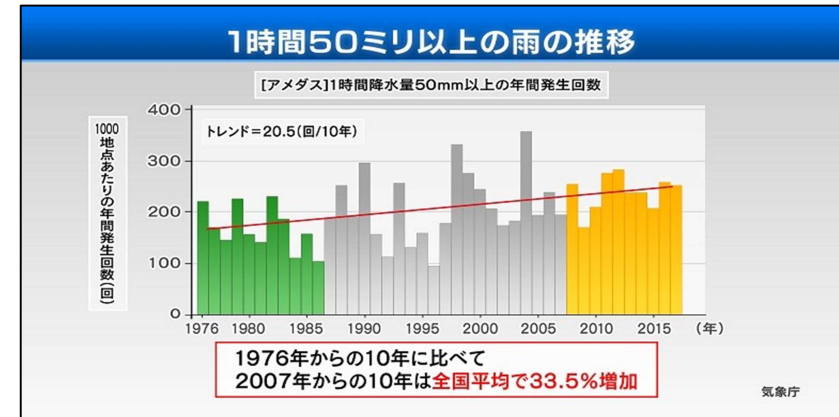
つまり、早期に避難することがとても大事であることが分かります。

4-2 参考資料

○ 水害（被害）

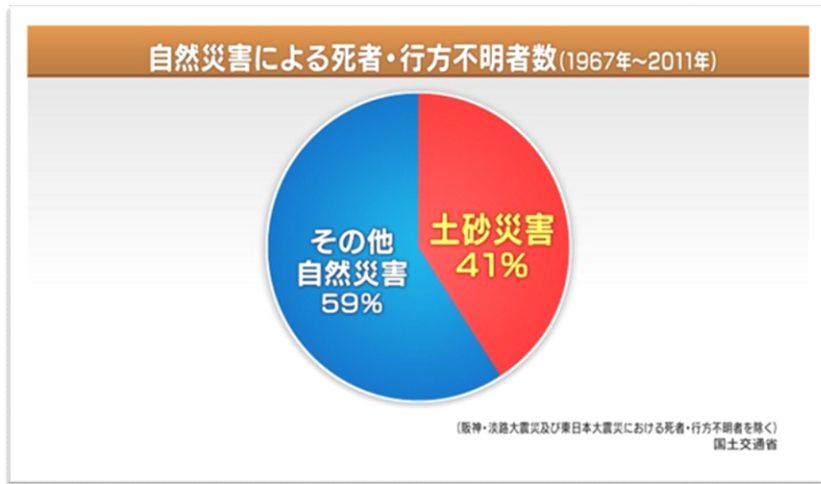


平成29年10月、台風22号により、市木小学校は、午前3時から4時にかけての集中豪雨で、石原川が氾濫して浸水したものの。



最近では短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発（いわゆるゲリラ豪雨を含む）し、土砂災害の危険性が高まっています。

気象庁が1時間50ミリ以上の雨の年間発生件数を調べたところ、1976年からの10年に比べて直近の2007年からの10年のほうが、**全国平均で33.5%増えている**ことがわかりました。



国土交通省が突出して犠牲者が多かった阪神・淡路大震災と東日本大震災を除いて、1967年（昭和42年）から2011年（平成23年）までの44年間に全国で起きた自然災害全体の犠牲者に占める**土砂災害の割合**を調べたところ**41%**もありました。

土砂災害は専門家でも発生を的確に予測するのが難しい災害です。ひとたび巻き込まれたときの被害の大きさを考えると、**危険が迫ったら迷わず安全確保の行動をとることを徹底しておくことが重要です。**

5 まとめ

- **災害が起きるといいう危機意識をもって、普段から物心両面の計画的な備え、防災訓練の参加及び現状に満足しない改善のサイクルを繰り返すことにより、命を守る備えをしておきましょう。**
- **地震・津波は、突然発災しても冷静に対応できるように、普段から率先避難及び最善を尽くすことに留意して、命を守る備えをしておきましょう。**
- **土砂災害・洪水等は、最近の地球温暖化により、年々甚大化してきていますので、普段から想定にとらわれずに、命を守る備えをしておきましょう。**

<メモ>

<メモ>

串間市民防災ハンドブック

令和2年5月発行

発行 串間市役所 危機管理課

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地

電話 0987-55-1120

<http://www.city.kushima.lg.jp>



(QRコード)